

平成 28 年度第 3 回広島県教科用図書選定審議会

- 1 開催日時 平成28年 8 月 3 日（水） 午後 1 時00分～午後 3 時00分
- 2 開催場所 広島県庁 農林庁舎101会議室
- 3 出席者 19名
- 4 欠席者 1名
- 5 内 容

事務局	<p>(本会議の趣旨等について説明)</p> <p>本日の審議は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第 13 条の 2 において「都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採扱は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。」と定められていることに基づいて行われるものである。</p> <p>4 月 22 日に開催した第 1 回広島県教科用図書選定審議会において、第 3 回の審議会は、審議を非公開とし、議事録を公開することを決定している。</p>
会 長	<p>本日の議題は、「平成 29 年度に県立特別支援学校の小学部・中学部で使用する学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書の選定状況について」である。</p> <p>平成 29 年度用学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書「選定資料」について、事務局から説明をお願いする。</p>
事務局	<p>(「選定資料」の修正について説明)</p> <p>第 2 回広島県教科用図書選定審議会において、御指摘を受け修正した箇所を説明する。</p> <p>「書名」については、図書に記載されている図書名としていたが、「平成 29 年度用一般図書一覧」に記載している図書名に統一した。</p> <p>「印刷・製本」の表紙の厚さや紙質の表現が客観的になるように、厚さの基準を設け、表記した。表紙については、検定済教科書の表紙と同程度のものを「普通」とし、本体の紙の厚さは、一般的なコピー用紙の厚さを「普通」として 4 段階の基準を設定した。配付している資料 2 に基準を示している。</p>

	<p>厚さの測定には、ノギスを用いた。今年度からこの基準で表記するようにする。</p> <p>番号2の「あそびのおうさまずかん1からだ増補改訂」の内容の特徴・程度で、一部主観的であった表現を修正した。</p> <p>番号2, 3の図書の「構成・配列・分量」の欄で、「回答」と「解答」を使って表していたが、「答え」という言葉に統一した。</p> <p>番号4と6の図書の「表現・表記」の欄に、漢字に振り仮名がついている箇所を示す表現として、「子供向けの文章の漢字には」や、「児童生徒向けの文章の漢字には」と修正した。</p> <p>「はじめてのこうさくあそび」の題材数は、目次に示されている題材数を数えることとし、題材数を修正した。</p> <p>番号8の「ぐりとぐらの1ねんかん」の教科を、生活、算数、国語としていたが、生活、国語、算数の順に入れ替えて表記した。</p> <p>番号9の図書の「内容の特徴・程度」の表現で、「主な業務の解説がある。」としていたが、「仕事の特徴を解説している。」と修正した。</p> <p>以上のように修正したものについて、答申をいただき、採択機関等へ送付した。</p>
会 長	事務局からの説明について、質問や意見はないか。
委 員	なし。
会 長	議題である「平成 29 年度に県立特別支援学校の小学部・中学部で使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の選定状況について」の審議に入る。
会 長	各校での調査研究について事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>(各校での調査研究について説明)</p> <p>平成 29 年度に県立特別支援学校小学部，中学部で使用する教科書は，第 1 回選定審議会で御審議いただいた，この採択基本方針に従って 8 月 31 日までに採択手続きを行う。今年度は小学校，中学校の検定済教科書の採択替えの年度ではない。したがって，①学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書について，②各特別支援学校における教科用図書選定手続きと，その選定状況について説明する。</p> <p>まず，学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書の使用について説明する。</p> <p>資料は，知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の小学部，中学部の各教科を示している。</p> <p>小・中学部では，国語，算数，数学，音楽については知的障害者用の文部科学省著作教科書があるが，下段の教科については，著作教科書が発行されていない。そのため学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書，いわゆる市販の絵本等を教科用図書として使用することができ，この本を一般図書と呼んでいる。</p> <p>また，障害の状態が重い児童生徒で，上段の著作教科書を使用することが適当でない場合にも，この一般図書を使用することが可能である。</p> <p>表に示している各教科は，特別支援学校学習指導要領に示されている知的障害特別支援学校における各教科を示しており，小学校の学習指導要領の各教科とは指導目標及び指導内容が異なる。</p> <p>資料は，知的障害特別支援学校の小学部の生活科と小学校の生活科の目標，内容を比較したものである。知的障害特別支援学校における生活科は，日常生活の基本的な習慣を身に付け，集団生活への参加に必要な態度や技能を養うとともに，自分と身近な社会や自然とのかかわりについて，関心を深め，自立的な生活をするための基礎的能力と態度を育てることを目標としており，12 の観点に内容が整理されている。</p> <p>学習指導要領には観点ごとに，学年ではなく，3 段階で内容が示されている。6 年間で，児童の実態に合わせてこれらの内容を学習することとしている。</p> <p>資料は，知的障害特別支援学校中学部の職業・家庭科と，中学校の技術・家庭科の目標，内容を比較したものである。知的障害特別支援学校の中学部では，早期から職業教育に取り組むこととしており，「明るく豊かな職業生活や家庭生活が大切なことに気付くようにするとともに，職業生活及び家庭生活に必要な基礎的な知識と技能の習得を図り，実践的な態度を育てる。」ことが目標である。</p>
-----	--

続いて、教育課程について説明する。

県立特別支援学校の小学部、中学部の教育課程表（知的障害）の例を示している。

知的障害特別支援学校では、学校教育法施行規則第 130 条第 2 項により、特に必要がある場合は、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部、又は一部について合わせて授業を行うことができるとされている。

この教育課程表の左の表は、小学校、中学校の総授業時数に準じて、各学校で各教科等の年間の授業時数を定めたものである。

資料の右の表は、各学校の実態に応じて、合わせた指導形態を設定したもので、この特別支援学校の小学部では、生活、国語、算数、道徳、自立活動の全部と、音楽、図画工作、体育の一部を合わせて、「日常生活の指導」、「生活単元学習」、「遊びの指導」としている。

資料は、中学部の教育課程表で、中学部では、社会、理科、職業・家庭、道徳、自立活動の全部と、国語、数学、音楽、美術の一部を合わせた指導形態としており、主に職業・家庭は「作業学習」として、働くことについて体験的な活動を取り入れ、実践的に学習している。

この表の学部名の横に、単一障害とあるが、特別支援学校では、異なる障害を併せ有する児童生徒の在籍する学級を重複障害学級、そうでない児童生徒が在籍する学級を単一障害学級として編制しており、それぞれの障害の状態等に合わせた教育課程を編成している。説明中に、単一障害、重複障害等の表現があるが、教科用図書を使用する児童生徒の障害の状態を表していると理解いただきたい。

続いて、一般図書の選定手続きについて説明する。

文部科学省の「平成 29 年度用一般図書一覧」を示している。一般図書については、採択基本方針により、原則としてこの「平成 29 年度用一般図書一覧」に登載された図書の中から採択することとしている。

この一般図書一覧に掲載されている図書は、はしがきにもあるとおり、平成 28 年度に義務教育諸学校で使用する教科書として採択された絵本等の一般図書のうち、比較的採択数が多いもので、かつ発行者が平成 29 年度においても引き続き当該図書の発行、供給を予定しているものを収録しており、それぞれの内容について適・不適の判断を加えたものではない。従って、文部科学省の示す、採択事務処理についての通知等に基づき、児童生徒の障害の状態に応じて、教科の主たる教材として、適切に採択する必要がある。

県教育委員会事務局は、各県立特別支援学校に対し、教科書選定の観点及び調査研究の視点を示している。

一般図書は、各教科の目標を達成するための主たる教材として作成されたものではない。また、県立の特別支援学校は、知的障害特別支援学校の他に、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱等の障害種別になっており、視覚障害と知的障害等、障害が重複している児童生徒も在籍している。そのため、障害の種別・程度、能力・特性及び発達段階に最もふさわしい内容の教科用図書を選定していく必要がある。

県教育委員会事務局が示している、「一般図書調査研究の観点及び具体的調査項目参考例」である。調査研究の4つの視点の「内容の特徴・程度」、「構成・配列・分量」、「表現・表記」、「印刷・製本の状態」の各項目には、各障害種による障害特性に考慮した項目を設定している。

知的障害のある児童生徒の場合、「内容の特徴・程度」の項目で、「児童の障害の状態及び発達段階に適合した内容であるか」の具体的な調査項目として、「写真とイラストで具体的に分かりやすく示している」を示し、「表現・表記」の具体的な調査項目としては、「文章は平仮名で表記されている」や「漢字には振り仮名を付けている」などを示している。

また、資料には視覚障害と知的障害を併せ有する児童生徒について、「内容の特徴・程度」の「児童の障害の状態及び発達段階に適合した内容であるか」の具体的な調査項目としては、「視覚以外の方法でも学習可能な内容がある」「視覚障害児童生徒にとって安全に学習できる内容である」などを示している。

また、聴覚障害と知的障害を併せ有する児童生徒について、「写真とイラストで内容を視覚的に分かりやすく示している」、「音の聞き取りを必要とする内容がなく、聴覚障害による学習の制限を受けない」という調査項目例を挙げている。

各学校は、これらの調査項目参考例を基に、複数の図書を比較し、選定資料及び平成15年度から毎年発行されてきた選定資料を参考に調査研究をしている。

	<p>各県立特別支援学校では教科書選定会議を開催し、関係者からの意見を踏まえて教科用図書選定理由書を作成する。これは会議の開催状況を集約したものである。すべての学校で教科書選定会議を設置している。構成員は、管理職の他、教務主任、教務部の教諭、あるいは各分掌主任が主なメンバーとなっている。平均人数は管理職を除き、平成28年7月15日現在、7.7人で、開催回数は、平均2.5回となっている。</p> <p>なお、県教育委員会事務局では、すべての県立学校の校長に対して、教科書採択の公平性を確保するため、この教科書選定会議の構成員には、教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者でないこと、また、直接の利害関係を有しないまでも、特定の教科書発行者と関係を有する者でないことを確認することとしている。</p> <p>以上の教科書選定手続きを経て、各県立特別支援学校は、平成28年7月7日までに採択申請書及び教科用図書選定理由書を県教育委員会に提出している。</p> <p>以上で、各校での調査研究についての説明を終わる。</p> <p>会長 只今の説明について、意見や質問はないか。</p> <p>委員 各県立特別支援学校では、教科書の選定に関わって外部からの意見を取り入れているのか。</p> <p>事務局 <ul style="list-style-type: none"> ・外部の方から意見を聞く機会として、選定会議の構成員となっただけの場合と、会議以外の場で意見を聞く場合がある。 ・外部の方が選定会議の構成員となっている学校は4校であり、PTAの役員の方が構成員となっている。 ・会議以外の場で意見を聞く場合は、PTAの方や学校評議員、学校評価委員、関係のある大学の先生等に意見を聞いている。 ・教育委員会事務局が把握しているものを説明する。 <p>聴覚障害のある児童生徒が通う広島南特別支援学校では、「イラストや写真が多く掲載されている図書を選んでいてよい。」や「生活の絵じてんなどは、知的障害のない子供にも使える。」との意見があった。</p> </p>
--	---

	<p>呉特別支援学校では、昨年度の保護者説明の際に、教科書を使用している様子を見たことがないとの意見があり、改めて、今年度は単元計画を提示して使用教科書について説明した。保護者から「選定の方法が分かった」との意見があった。また、呉南特別支援学校では、「児童生徒の実態や学年に応じた教科書を選定されている。」との意見があった。</p>
会 長	他に質問や意見はないか。
委 員	なし。
会 長	<p>委員には一般図書の見本本を閲覧していただく。</p> <p>(教科書閲覧 [20分])</p>
会 長	見本本の閲覧を終えていただく。審議を再開する。
事務局	特別支援学校に所属する委員から、各校の調査研究について説明していただく。
委 員	<p>学習指導要領の内容、児童生徒の実態に合ったものを選定するようにしている。肢体不自由の児童生徒が取り扱いやすいもの、内容の偏りがないようにするなど、選定について配慮している。</p>
委 員	<p>教科書選定会議を6月に2回開催した。1回目では基本方針、計画の確認、2回目では作成された資料を基にして、検討して選定をしていく。障害の状態により教育課程が異なり、それぞれに選定をするため、同一学年で3種の図書を選定することもある。移動しにくいために生活経験が不足しがちな肢体不自由の児童生徒でも、内容を理解できるものを選定するなど配慮している。</p>
委 員	<p>実際に使用している教員の意見を聞き、課題があれば、他の図書を検討する。実際に本を手にして比べてみて、どちらが良いかを検討し、適切なものを選定するようにしている。</p>
会 長	只今の説明について、意見や質問はないか。
委 員	なし。

<p>会 長 事務局</p>	<p>各校の選定状況について事務局より説明をお願いします。 (各校の選定状況について説明)</p> <p>「知的障害のある児童又は生徒の教育課程を編成している特別支援学校の小学部及び中学部における平成 29 年度に使用する文部科学省著作特別支援学校知的障害者用教科書及び一般図書の選定状況」を示している。</p> <p>左側に特別支援学校を障害種ごとに掲載している。</p> <p>文部科学省著作特別支援学校知的障害者用教科書（以下、☆本）については、表の○印で示しているとおおり、障害の状態が重い児童生徒が在籍している西条特別支援学校八本松分級を除き、すべての特別支援学校の小学部、中学部において選定をしている。</p> <p>一般図書については、一般図書一覧に掲載している図書と、一般図書一覧掲載以外の図書の点数を分けて記載している。</p> <p>この一般図書の内訳は、資料に掲載している。各特別支援学校から提出されたものを学部別、学校別に「平成 29 年度用一般図書一覧」掲載図書、「平成 29 年度用一般図書一覧」以外の図書として表にまとめた。</p> <p>小学部第 6 学年の「生活」の教科書を例に、各特別支援学校から提出のあった教科用図書選定理由書を抜粋したものをを用いて具体的に説明する。</p> <p>資料には、知的障害特別支援学校の沼隈特別支援学校の小学部第 6 学年の単一障害学級の選定理由書の抜粋を記載している。</p> <p>沼隈特別支援学校は、生活の教科書を 3 冊選定している。この冊数については、生活科の内容が広範囲であることから、小学部第 1 学年では 1 冊、第 2・3 学年では 2 冊まで、第 4 学年以上は 3 冊まで選定・給与できることとなっている。詳細は、県教育委員会が発行している特別支援教育ハンドブック No.1 改訂版に掲載している。</p> <p>沼隈特別支援学校の選定した図書は、ナツメ社の「子どもの生きる力を育てるせいかつの絵じてん」、評論社の「スカーリーおじさんのはたらく人たち」、フレールベルの「ふしぎをためすかがく図鑑 しぜんあそび」である。</p> <p>選定の理由として次のとおりである。</p> <p>ナツメ社の「せいかつの絵じてん」は、箸の使い方やちょうむすびの仕方、トイレの使い方など、食物、衣服、住居に関する基礎的な知識やマナーなどを写真やイラストで分かりやすく説明しており、児童の自分でやってみようという意欲を引き出し、体験的な学びにつなげることができ、学習指導要領の 3 段階（1）</p>
--------------------	--

(6)の内容を指導するのに適している。

評論社の「はたらく人たち」では児童にとって身近で様々な仕事があり、分かりやすく絵や文で紹介してあるため、児童が興味・関心を持ちやすい。また、身近な仕事と自分の生活とのつながりについて意識させることができ、学習指導要領の3段階(11)の内容を指導するのに適している。

フレーベルの「しぜんあそび」では身近な草花や木の実、石、水、空気などを使った遊びが分かりやすく紹介してあり、児童が自然に興味・関心を持ち、自ら学習に取り組むことができることから、学習指導要領の3段階(10)の内容を指導するのに適している。

広島中央特別支援学校は、視覚障害を有する児童生徒が通う特別支援学校である。

金の星社の「ひとりでできるもん! 4 うれしいごはん、パン、めん料理」、パイインタ「さわれるまなべるやせいのどうぶつ」、フレーベルの「ふしぎをためすかがく図鑑 しょくぶつのさいばい」の3冊を選定している。

この3冊のうち、パイインタ「さわれるまなべるやせいのどうぶつ」は一般図書一覧に登載されていない図書である。選定の理由としては、児童にとって親しみのある動物の特徴を、様々な素材を使って触覚でも分かるようにしてあることや、それぞれの動物の特徴が、分かりやすく記載していることである。

広島南特別支援学校は、聴覚障害を有する児童生徒が通う特別支援学校である。

平凡社の「新版はじめましてにほんちず」、フレーベルの「ふしぎをためすかがく図鑑 しょくぶつのさいばい」、金の星社の「ひとりでできるもん! 4 うれしいごはん、パン、めん料理」の3冊を選定している。

平凡社の「新版はじめましてにほんちず」の選定理由としては、各県の代表的な自然、建物、行事、特産品を絵と写真により簡潔に紹介していること、東西南北の位置付けが視覚的に捉えやすいように工夫していること、「くだものちず」「のりものちず」を別に掲載し、生活に身近な内容になっていることである。

福山特別支援学校は肢体不自由の児童生徒が通う特別支援学校である。

福音館の「こどものとも絵本 はじめてのおつかい」、「あそびのおうさまずかん たべもの 増補改訂」、学研の「はっけんずかんのりもの改訂版」の3冊を選定している。

「あそびのおうさまずかん たべもの」の選定理由としては、児童に親しみのある食べ物やお店、季節の食べ物、簡単な料理について、写真や絵を効果的に用

いて、分かりやすく示していること、食べ物全般について書いてあるため、校外学習や修学旅行に向けた事前学習にも活用できること、見開き1ページに同じカテゴリーの物が複数挿入され、比較できるようにしてあり、理解を深めるのに役立つことである。また、肢体不自由の児童が見開きで比較できることも評価している。

広島西特別支援学校は、病弱の児童生徒が通う特別支援学校である。

福音館の「そらいろのたね」、学研の「ふしぎ・びっくり!?こども図鑑8 きせつ」、小学館の「はじめて ちずかんシリーズ2 ドラえもんのにほんちず」を選定している。

「そらいろのたね」の選定理由としては、鮮やかな色づかいで、絵だけを見ても楽しめること、話の思いがけない展開に児童の興味をひくことができること、入院生活で植物を育てる経験が少ない児童に植物への興味・関心や、食物を大切に作る気持ちを持たせることができることである。

会 長

只今の説明について、意見や質問はないか。

委 員

一般図書一覧から選定している割合はどのくらいか。また、一般図書一覧以外から選定する理由は何か。

事務局

- ・平成25年度では、小学部で約83%，平成26年度用で80%と70%後半から80%前半で推移している。小学部，中学部とも昨年度とほぼ同じ割合である。
- ・県の採択基本方針では，学校教育法附則第9条の規定による教科用図書については，一般図書一覧掲載の図書から選定することを原則としている。しかし，毎年発行される絵本等の中には，児童生徒の発達段階に適した内容の図書も発行されており，幅広く調査研究した結果であると考ええる。また，過去に一般図書一覧に掲載されていたが，削除された図書について，継続使用として選定しているものもある。
- ・学校が一般図書一覧掲載以外の図書を選定した場合，採択申請書，選定理由書とともに当該図書を県教育委員会に提出させ，教科用図書としての適・不適を判断し，指導している。
- ・一般図書一覧以外の図書を見ると，一般図書一覧掲載の図書と同じシリーズの図書や改訂版もあり，小学部では一般図書一覧以外の図書62点の内，同じシリーズの図書や改訂版の図書が14点あった。中学部では46点の内，6点であった。
- ・触って分かるもの，より色彩のはっきりしたものなど，障害の特性を考慮して

	選定している学校もあると考えている。
会 長	他に意見や質問はないか。
委 員	絵本を授業でどのように使用しているのか。例えば、「はじめてのおつかい」, 「そらいろのたね」は具体的にどのように授業で使用されているのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・「はじめてのおつかい」は、各教科等を合わせた指導の「生活単元学習」で買い物学習を取り入れた単元において、自分たちで体験を通して学習をしたり、その発展として、実際に買い物に行ってみたりする授業の際に使うことが考えられる。 ・「そらいろのたね」は、「生活単元学習」で植物を栽培する際の導入として、いろいろとイメージを膨らませたり、花を育てることの大切さについて学んだりする授業の時に使うことが考えられる。
会 長	他に意見や質問はないか。
委 員	なし。
会 長	今回で、平成 28 年度の選定審議会はすべての内容を終了する予定である。審議 会について、改善点や検討すべき点はないか。
委 員	なし
会 長	以上で議事を終了する。これより、進行を事務局に返す。